

入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、第二種奨学金（基本月額）に加えて入学時特別増額貸与奨学金を下記のとおり増額することを願い出ます。つきましては、返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）で確認し、誓約した内容に加えて、入学時特別増額貸与奨学金の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）及び日本学生支援機構諸規程の取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。訂正には二本線で消した上部に訂正印が必要です。

学校名、学部・研究科名、学年				提出日	令和	年	月	日
大学（院）				生年月日	(昭和・平成)	年	月	日
短期大学	学部	学科（科）	年次	学籍番号				
学校	課程	研究科	学年					

採用種別	奨学生番号（第二種奨学金採用前は記入不要）	フリガナ	印
(注) 該当する番号を○で囲むこと。 1. 定期採用・緊急応急 2. 編入学継続願 3. 予約採用	8 2 0 0	氏名	

希望する貸与額（スカラネット等で選択した金額）※注1	(注) いずれかを○で囲むこと。	1 0 万円 ・ 2 0 万円 ・ 3 0 万円 ・ 4 0 万円 ・ 5 0 万円
↑ (※注1) 希望する貸与額は、スカラネット、振込口座届等において選択又は決定した金額を選択してください。		

増額後の借用金額（予定）	増額後の借用金額は第二種奨学金に今回希望する入学時特別増額貸与を加算した数字を記入してください。なお借用金額については下記の計算により算出してください。（借用金額は右詰めで記入してください）
増額後の借用金額計算	奨学金の月額 万円 × 貸与月数 ヶ月 + 希望する入学時特別増額貸与額 万円 = 万円

保証制度（必ず記入してください） (注2) 1. 機関保証加入者は、貸与総額の増額に伴い保証料月額が変更となります。
2. 人的保証の場合は、連帯保証人・保証人それぞれの署名と実印での押印、及び添付書類として印鑑証明書が必要です。

1. 機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。
2. 人的保証（右欄を記入）	私は、第二種奨学金（基本月額）に加えて上記の入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることにより、令和2年度採用となる第二種奨学金の貸与総額が増加することを承諾し、本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。 住所 〒 電話番号 機構届出の連帯保証人: 氏名 実印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
※現在選択している保証制度の番号を○で囲む。	私は、第二種奨学金（基本月額）に加えて上記の入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることにより、令和2年度採用となる第二種奨学金の貸与総額が増加することを承諾し、本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。 住所 〒 電話番号 機構届出の保証人: 氏名 実印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日

(以下は本人が未成年者の場合のみ記入してください。)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	住所 〒	電話番号
	(親権者又は未成年後見人) 氏名	印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
親権者	住所 〒	電話番号
	(親権者) 氏名	印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは一人)です。親権者がいない場合は、未成年後見人が自署・押印してください。

上記の願出を適当と認めます。(学校の証明)

年 月 日

学校名

関係課長(※)

職印

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

学校番号	区分
.....

電話番号(担当者名)	()
-	-

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。